

お知らせ

2025年1月15日

会衆への知らせ

1. **援助奉仕者や長老に任命される人の最低年齢:** 今後、援助奉仕者に任命される兄弟の最低年齢は18歳、長老に任命される兄弟の最低年齢は21歳になります。この調整はすぐに有効です。この最低年齢より若い兄弟がすでに援助奉仕者または長老として奉仕している場合は、引き続き同じ立場で奉仕できます。